

令和8年度

横浜町一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

令和8年3月

横浜町 町民課

目 次

1. 基本事項
 - (1) 計画の目的
 - (2) 計画期間
 - (3) 計画区域
2. ごみの分別収集区分・収集運搬計画
3. ごみの発生量及び処理量の見込み量
4. ごみの排出抑制のための方策に関する事項
5. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する事項
6. ごみの処理施設の整備に関する事項
7. その他ごみの処理に関し必要な事項

3. ごみの発生量及び処理量の見込み量

				(単位：t)		
区 分	令和6年度 実績	令和7年度 実績(見込)	令和8年度 計画量(見込)			
人口(10月1日)	4,059人	3,977人	3,895人			
年間日数	366日	365日	365日			
年間排出量	1,548	1,268	1,245			
可燃ごみ	1,049	979	957			
不燃ごみ	41	45	45			
粗大ごみ	108	98	96			
資源ごみ	311	146	147			
集団回収	38	0	0			
うち生活系	1,104	981	958			
可燃ごみ	842	772	750			
不燃ごみ	41	45	45			
粗大ごみ	106	95	93			
資源ごみ	77	69	70			
集団回収	38	0	0			
うち事業系	443	287	287			
可燃ごみ	207	207	207			
不燃ごみ	0	0	0			
粗大ごみ	2	3	3			
資源ごみ	234	77	77			
1人1日当たりの排出量(g)						
家庭系	779	710	700			
事業系	299	198	200			
リサイクル率	25.94%	15.65%	16.00%			
※本表の数値は「ごみ排出量及び資源化量速報値」データ使用						
※令和7年度実績欄は1月までの実績値と2月～3月推計値で算定						
※令和7年度から小学校がリサイクルハウスを廃止したためリサイクル率減						

4. ごみの排出抑制のための方策に関する事項

(1) 教育、啓発活動の充実

町民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底します。

啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力しつつ新たな啓発手法の開発に努めながら、ごみの減量化に関する意識を育てるために学校や地域社会の場において減量化の取り組みをPRするなど、啓発活動に積極的に取り組んでいきます。

また、平成20年から県が主体となって「もったいない・あおもり県民運動」がスタートしており、平成23年7月には、地球温暖化対策と3Rの推進により低炭素・循環型社会をめざす「もったいない・あおもり県民運動」として展開してきました。

今後も廃棄物の抑制（リデュース）、再使用（リユース）、及び再生利用（リサイクル）といった3Rに向けた運動の展開を最も重要な位置づけとして、ごみの削減・減量・有効活用等のポイントとなるこの3Rに向けた啓発に取り組み、排出の抑制とリサイクル率の向上を図ること、そして節電や節水、エコドライブなど消費エネルギー削減に努める活動も引き続き実施していきます。

（2）多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業系一般廃棄物の処理については、多量の排出事業者に対して、可燃ごみ特に紙類のリサイクルについて回収システムを提案し、実現に向けて検討していくこととします。

（3）住民団体等による集団回収の促進等

当町では中学校が資源ごみのリサイクル活動の一環で、廃品回収に取り組んでおり、ビンやアルミ缶や紙類（新聞紙・雑誌・牛乳パック）を収集しています。また、2つの町内会が有畑地区と本町地区にリサイクルハウスを設置しています。

今後も自主的な資源ごみの回収を行う団体等を育成し、その活動を奨励するため、資源ごみ回収奨励金交付事業の予算化を検討します。

（4）過剰包装の自粛

ごみ減量とリサイクルを推進する「もったいない・あおもり県民運動」の一環として、平成21年2月2日から県内の主要なスーパーやホームセンター等で「レジ袋の無料配布取り止め（有料化）」の取組が始まりました。

町内においても、コンビニや商店等が実施事業者となっています。今後エコバッグ持参運動の広がりと共により多くの事業者が参加するものと期待されます。

（5）生ごみ減量化の推進

現在、可燃ごみとして排出されている生ごみの約80%が水分であり、水切りを徹底することによって、可燃ごみ減量・悪臭防止・焼却施設の負担軽減が期待されることから、広報・チラシ等による周知等に努めます。

（6）小型家電リサイクルの推進

クリーン・ペア・はまなすでは、平成27年12月より、小型家電品の回収を粗大ごみ収集日に併せて、ごみステーションに排出された対象品を「ステーション回収方式」で行っています。

これについては、ごみカレンダー・チラシ等で対象品目の周知を図り、資源ごみとしての位置づけを明確にしていくこととしています。

5. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する事項

(1) 焼却施設

区 分	名 称 等	備 考
施 設 名	クリーン・ペア・はまなす	
設置主体	北部上北広域事務組合	
所 在 地	上北郡六ヶ所村大字尾鮫字家ノ後 12 - 159	
処理能力	52 t / 16 H	
処理方式	准連続燃焼式焼却炉	
運転計画	1日16時間の連続運転×2基	
竣工年度	平成10年6月	

(2) 資源化施設

区 分	名 称 等	備 考	
施 設 名	クリーン・ペア・はまなす リサイクルプラザ		
設置主体	北部上北広域事務組合		
所 在 地	上北郡六ヶ所村大字尾鮫字家ノ後 12 - 159		
処理能力	①木くず資源化処理	25 t / 10 H	
	②粗大ごみ資源化処理	10 t / 5 H	
	③ビン資源化処理	2 t / 5 H	
	④缶資源化処理	2 t / 5 H	
	⑤ペットボトル資源化処理	1 t / 5 H	
	⑥プラごみ資源化処理	—	R8 から容り協引渡し

(3) 最終処分施設

区 分	名 称 等	備 考
施 設 名	横浜町最終処分場	
設置主体	横浜町	
所 在 地	上北郡横浜町字雲雀平 81-1	
埋立面積	5,400 m ²	
埋立容積	20,800 m ³	
残余容量	12,512 m ³	
埋立工法	サンドイッチ方式	
埋立期間	平成14年度～令和8年度予定	
水処理水量	23 m ³ /日	
水処理方式	接触ばっ気(生物処理)＋凝集沈殿＋砂ろ過 ＋促進酸化＋消毒(滅菌処理)	

6. ごみの処理施設の整備に関する事項

(1) 焼却施設

北部上北区域事務組合(野辺地町・六ヶ所村・横浜町)が設置するクリーン・ペア・はまなすの焼却施設については、老朽化が進み修繕費が高額となってきたことから、令和3年度に調査事業が実施された。

調査報告の内容が審議され、長寿命化に向けて改修工事を計画的に進めることが決定された。

また、令和7年度に発生した火災の復旧が完了しておらず、一部廃棄物の処理を外部業者に搬出し処理している。

(2) 資源化施設

北部上北区域事務組合(野辺地町・六ヶ所村・横浜町)が設置するリサイクルプラザ(資源化施設)については、現存施設で今年度も処理される。

また、プラごみについては令和8年度からベール化し、容リ協への引き渡しを開始するため、排出が適切に行われるようクリーン・ペア・はまなすと連携し、町民への周知に努めることとする。

(3) 最終処分施設

横浜町が設置する横浜町最終処分場は当初、平成14年度から供用され平成28年度に閉鎖予定でしたが、埋立量が少ないことなどから令和8年度(令和9年3月)まで延長されています。

7. その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 環境美化活動について

当町では、各町内会で春季に菜の花ロード等のごみ拾いを実施しています。また、6月には海岸のクリーンアップ作戦が実施され、海岸に漂着したごみを収集しています。

これからも各団体等の清掃活動(ボランティア活動)により収集したごみについて、ごみ処理手数料の免除や運搬作業等について支援していきます。

(2) 不法投棄対策について

青森県が設置する廃棄物不法投棄監視員(1名)と連携し、次の活動を行う。

- ① 不法投棄を早期に発見するため巡視活動を定期的に行う。
- ② 不法投棄を発見したときは、警察等関係機関に通報し、投棄物の撤去に向けた対応を検討する。
- ③ 不法投棄監視カメラ(県所有)の活用等により、不法投棄の防止に努める。
- ④ 廃棄物の不法投棄に関して、県や関係団体が行う普及啓発活動に協力する。

(3) 災害廃棄物の処理について

災害により廃棄物が発生した場合には、被災状況に応じて、仮置場の設置や災害廃棄物の分別作業が適切に行われるよう、対応する必要がある。そのため、災害廃棄物処理計画を熟知し、適切な対応ができるよう、通常時から各関係機関等との情報共有や連絡体制について確保するよう努める。